

高松市業務継続計画（新型インフルエンザ編）の概要

総則

1 目的

この計画は、新型インフルエンザまん延期においても、高松市の行政機能を維持し、市民生活に支障をきたすことのないよう、本市の通常業務について、優先的に取り組むべき業務を整理し、業務継続のために必要な体制を定めることを目的とする。

2 運用

強毒性、弱毒性双方に対応するものとし、新型インフルエンザの病原性や感染力等により、被害の状況や事態の進行等に応じて柔軟に対応し、弾力的に運用するものとする。

方針

1 想定

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」において、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するものと想定し、流行が各地域で約8週間続くと仮定した場合、従業員本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤するものと想定していることから、この計画においても同様に想定する。

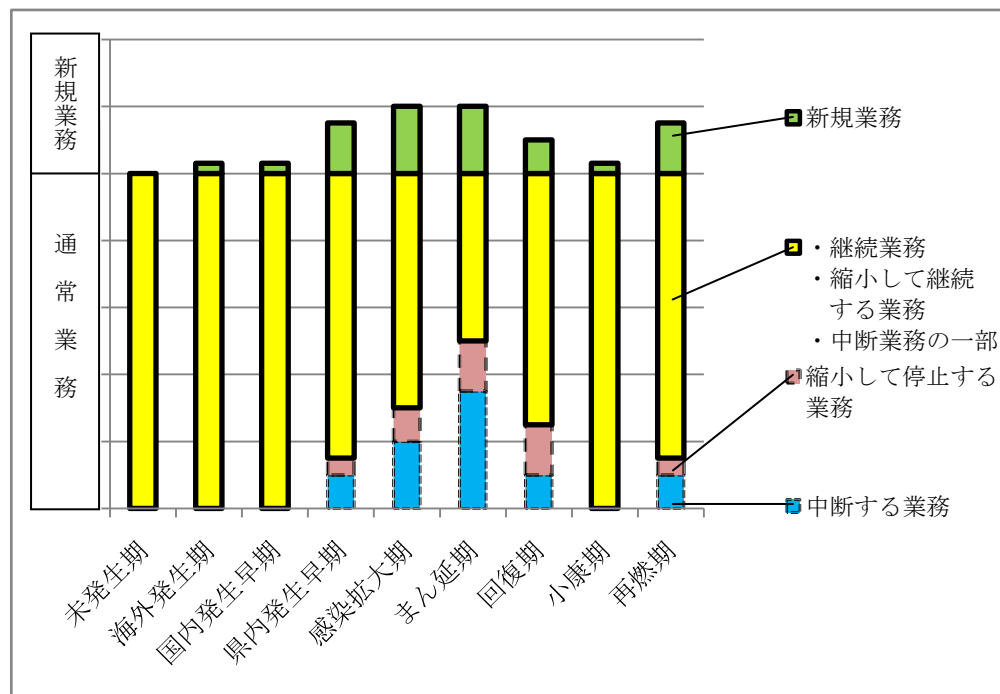
2 業務

通常業務について、継続（一部は縮小）する業務と中断する業務に分類する。中断する業務について、出勤率等の状況により順次中断することを想定し、優先順位をつける。

【分類】

通常業務	継続業務	中断・停止すると市民生活に重大な影響を与えることから継続の必要性が極めて高い通常業務 一部縮小して継続する業務および順次中断する業務の一部を含む
	(縮小して停止する業務)	(市民生活に重大な影響を与えることから継続の必要性が高い通常業務について工夫して一部縮小した結果、停止する業務)
	中断する業務	県内発生早期から中断・停止しても市民生活に重大な影響を与えないと見込まれる通常業務 順次中断するなど弾力的に運用する
新規業務		市民の生命・財産等の保護、行政サービスの維持に係る応急業務

【新型インフルエンザ発生段階別の業務推移イメージ図】



3 人員

継続する通常業務と新型インフルエンザ対策に新たに発生する業務の実施に必要な人員については、まず部局内で調整し、職員の欠勤状況に応じて全庁的に調整を行う。

各部局の業務継続計画

原則として、この計画に基づく業務の中断・縮小を、県内発生早期に至った段階で順次開始し、県内小康期に至った段階で終了する。

また、計画の実効性を維持向上させるため、必要に応じて見直しを行う。

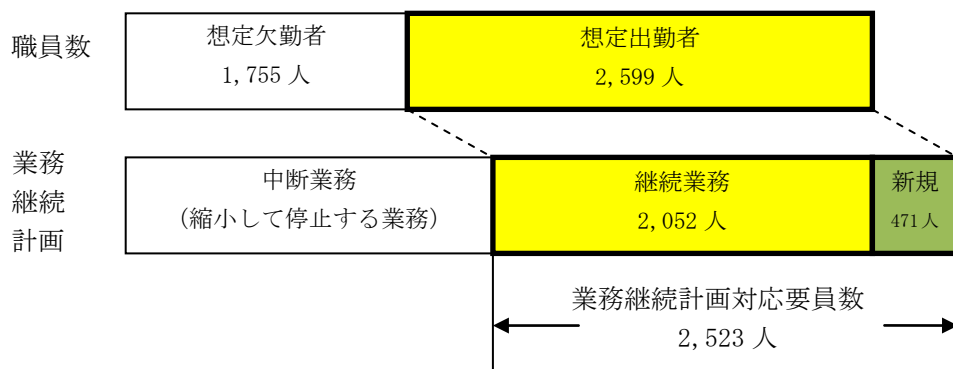
人員体制

本市における担当業務を行う職員（所属長、非常勤嘱託職員を含む）の人数は4,354人であるが、新型インフルエンザが県内で発生した場合、職員本人や家族の罹患等により、最大時には約40%の職員が欠勤し、出勤者が

2, 599人となることが想定される。

継続する業務と新たに発生する業務に要する人員は2, 523人で、市全体では想定出勤者を下回っていることから、新型インフルエンザのまん延期においても、市全体で人員調整を行うことにより、必要な業務を実施する体制を整備することが可能である。

【イメージ図】



【発生時継続業務必要人数（部局別）】

	職員数	欠勤者数	出勤者数	対応要員数
市民政策部	445	180	265	265
総務部	101	41	60	57
財務部	234	95	139	139
健康福祉部	1,383	556	827	800
病院部	509	205	304	304
環境部	269	110	159	157
産業経済部	113	44	69	67
都市整備部	319	125	194	193
消防局	461	182	279	279
水道局	176	74	102	102
教育委員会	286	118	168	133
議会・外局	58	25	33	27
計	4,354	1,755	2,599	2,523

※出勤者数(2,599) > 対応要員数(2,523)

事前対策

1 物品の確保

継続業務の実施に必要な物品の確保対策を検討するとともに、新型インフルエンザ発生時に調達が困難になると想定される物品については、備蓄計画を策定のうえ確保する。

2 委託業者に対する業務継続の要請

継続業務の実施にあたって業務委託を行っている場合、委託業者に対して、新型インフルエンザが発生した場合においても、業務が継続できるよう、必要な事前の対策を要請する。

3 職員の感染防止策

職員の感染リスクの低減や職場内での感染を防止するため、次の項目について実施マニュアルを策定し、職員に周知する。

- ① 職員の健康対策等
- ② 来庁者への対応
- ③ 庁舎の清掃・消毒
- ④ 通勤時の対応

4 職員への教育

新型インフルエンザが発生した場合に、全ての職員が迅速かつ的確な行動を行えるよう、新型インフルエンザに関する基礎知識や感染防止対策、業務継続に当たっての考え方を周知する。